

平成 29 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 大日本木材防腐株式会社
代表者名 取締役社長 鈴木 龍一郎
(コード番号 7907 名証第二部)
問合せ先 専務取締役 上田 茂夫
(TEL. 052-661-1502)

株式併合及び定款の一部変更に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 3 日付け当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「平成 29 年 2 月 3 日付け当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 29 年 3 月 7 日から平成 29 年 3 月 26 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 29 年 3 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を名古屋証券取引所市場第二部において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、平成 29 年 2 月 3 日付け当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率

平成 29 年 3 月 30 日をもって、平成 29 年 3 月 29 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式 88,613 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
4,118,213 株

④ 効力発生前における発行済株式総数
4,118,259 株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
46 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
184 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、材惣木材株式会社（以下「公開買付者」といいます。）、有限会社鈴木興産及び鈴木けい氏以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、平成29年3月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式の数に平成28年11月14日から平成29年1月10日まで当社株式を対象とする公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付価格と同額である575円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

会社法第182条第2項により、本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数につき、184株に減少する旨の定款の変更がなされたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）の記載を修正する予定です。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は46株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元1,000株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式を有する株主の権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行う予定です。

当該定款の一部変更の変更予定日は、本株式併合の効力が発生する予定日である平成29年3月30日です。当該定款の一部変更の内容等は、平成29年2月3日付け当社プレスリリースをご参照ください。

3. 上場廃止の予定について

上記承認可決の結果、当社株式は名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、平成29年3月7日から平成29年3月26日まで整理銘柄に指定された後、平成29年3月27日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を名古屋証券取引所市場第二部において取引することはできません。

4. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会基準日公告日	平成28年12月30日
② 本臨時株主総会基準日	平成29年1月17日
③ 取締役会決議日	平成29年2月3日
④ 本臨時株主総会開催日	平成29年3月7日
⑤ 整理銘柄指定日	平成29年3月7日（予定）
⑥ 売買最終日	平成29年3月24日（予定）
⑦ 上場廃止日	平成29年3月27日（予定）
⑧ 株式併合の効力発生日	平成29年3月30日（予定）

以上